

## 申請に対する処分個別票

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（国際金融企画担当）<br>(06-6615-3728)   |
| 処分課（担当）名             | 同上   |
| 処分の名称                | 大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の変更の認定   |
| 概要                   | 認定を受けた大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画を変更するときは、事前に当該事業計画の変更の認定を受ける必要があります。<br>ただし、軽微な変更の場合は、事前の届出となります。  |
| 根拠法令等<br>及び条項        | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例（令和5年大阪市条例第70号）第4条第3項（第3条第4項を準用）<br/>(<a href="https://www.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>)</li> <li>大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例施行規則（令和5年大阪市規則第110号）第4条第4項<br/>(<a href="https://www.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>)</li> </ul>   |
| 審査基準                 | <p>事業計画の認定にあたっては、次の1及び2について審査する。</p> <p>1 対象事業との適合性の審査<br/>申請者の事業計画が、大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）に規定する対象事業に適合するものであるか否か、次の(1)、(2)について確認する。<br/>(1)条例第2条第3号に定める資産運用業等に適合するものであるか。<br/>(2)申請事業が条例第2条第3号オに定める情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する事業である場合にあっては、規則第3条に定める事業と適合するものであるか。</p> <p>2 条例第3条第4項に定める事業計画の認定要件等への適合性の審査<br/>申請者の事業計画について、上記1により対象事業への適合性が認められるものについて、次の(1)、(2)について確認する。</p> <p>(1)本条例の目的（第1条）との適合性<br/>・本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上（市民又は在阪企業への影響や新たな金融サービスの創出等）に資するものであるか。<br/>(2)条例第3条第4項との適合性<br/>①技術力等<br/>・事業実施のための技術的能力（事業実施に必要な金融ライセンスの取得等を含む。）が備わっていること。<br/>②事業の妥当性<br/>・事業実施のための体制（人的体制等）が妥当であること。<br/>③事業の継続性<br/>・収支計画において、円滑かつ確実な事業継続が認められること。（運転資金等の調達に支障のない範囲であること。）</p> |
| 標準処理期間               | 30日以内。ただし大阪市金融系外国企業等事業計画認定等審査会の意見を聴く場合は90日以内   |
| 経由日数                 |  |
| 提出先                  | 経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（国際金融企画担当）   |
| 提出時期                 | 随時   |
| 提出方法                 | 事業計画変更認定申請書及び所定の添付書類を提出してください。   |
| 手数料                  | なし   |
| 相談窓口                 | 経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（国際金融企画担当）   |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenyaku/page/0000611121.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenyaku/page/0000611121.html</a>  |
| 備考                   |  |